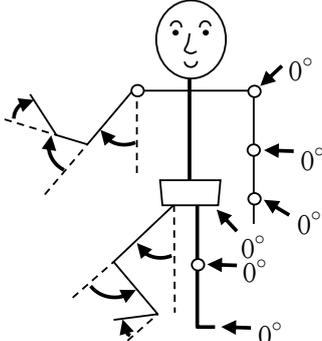
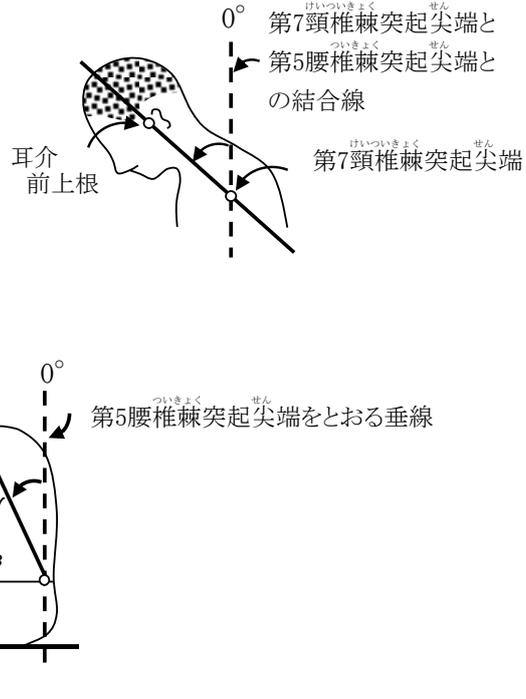


注意

- 1 この診断書は、特別障害者手当の受給資格を認定するための資料の一つです。
この診断書は、障害者の障害の状態を証明するために使用されますが、記入事項に不明な点がありま
すと認定が遅くなることがありますので、詳しく記入してください。
- 2 ○・×で答えられる欄は、該当するものを○で囲んでください。記入しきれない場合は、別に紙片を
はり付けて記入してください。
- 3 ⑦の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、障害者が障害の原因となった傷病について
初めて医師の診断を受けた日を記入してください。前に他の医師が診断している場合は、障害者本人又
はその父母等の申立てによって記入してください。また、それが不明な場合には、その旨を記入して
ください。
- 4 ⑨の欄は、次によってください。
 - (1) 1の図は、障害の内容に応じてそれぞれの部位を塗りつぶしてください。
 - (2) 3の「四肢長」の測定は、上肢長については肩峰から橈骨茎状突起まで、下肢長については、腸骨
前上棘から肉果までの距離を測ってください。
 - (3) 4の「障害の起因部位」が心因性のもと思われる場合は、「その他」のところを○で囲んでくだ
さい。
 - (4) 5及び8の「関節の可動域」は、関節角度計を使用してください。また、運動障害のある部位につ
いて、運動の方向別に解剖学的肢位を0°（前腕については手掌面が矢状面にある状態を0°とし、
肩関節の水平屈曲伸展計測については外転90°位を0°とする。）とした測定方法（昭和49年6月日
本整形外科学会及び日本リハビリテーション医学会で定めた測定方法）により測定した最大可動域を
記入してください。

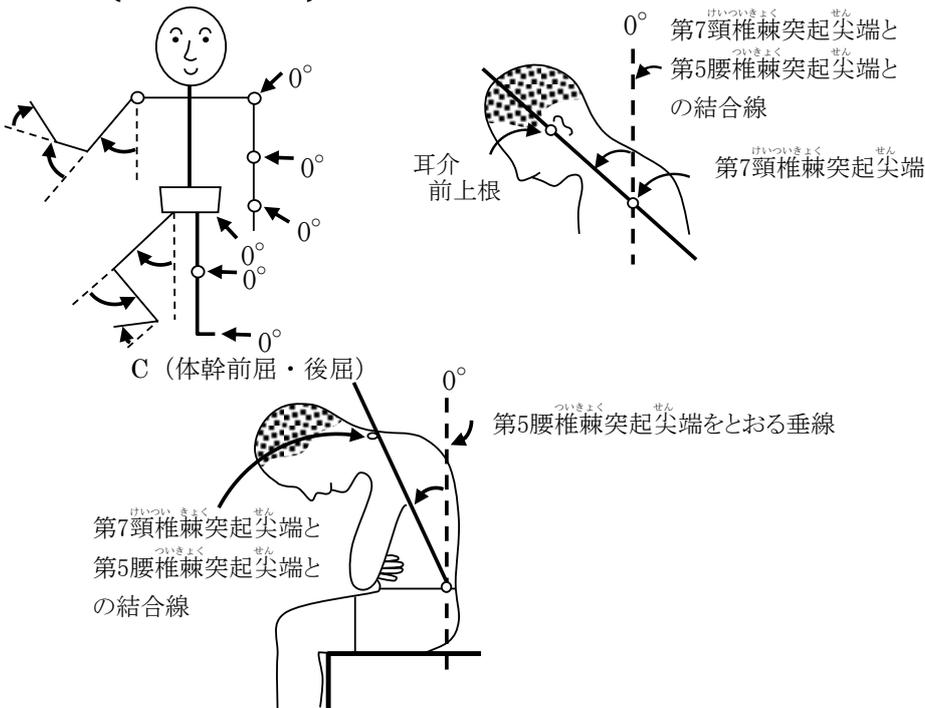
四肢の角度の測り方

例

- ア 自然起立姿勢で四肢関節がとる位置は、次のような角度になります。
肩関節0°、肘関節0°、手関節0°、股関節0°、膝関節0°、足関節0°（図A参照）
- イ 四肢の運動角度は、図Aの  の角度を記入してください。
- ウ 首・体幹の運動角度は、図B・Cの  の角度を記入してください。
なお、自然起立位で体幹がとる位置は、すべて0°とします。

A [基本肢位と角度
測定の方向]

B (首前屈・後屈)



- (5) 8の筋力の程度を表す具体的な「程度」は次のとおりです。
 - 正 常…検者が手で加える十分な抵抗を排して自動可能な場合
 - やや減…検者が手を置いた程度の抵抗を排して自動可能な場合
 - 半 減…検者の加える抵抗には抗し得ないが、自分の体部分の重さに抗して自動可能な場合(筋力テスト3)
 - 著 減…自分の体部分の重さに抗し得ないが、それを排するような肢位では自動可能な場合
(筋力テスト1又は2)
 - 消 失…いかなる肢位でも関節の自動が不能な場合(筋力テスト0)